

つくば市監査公表第8号

令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年11月27日

つくば市監査委員 萩谷孝男

つくば市監査委員 石川寛

つくば市監査委員 滝口隆一

## 令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 滝口 隆一

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査等の実施期間

令和2年（2020年）7月10日から令和2年（2020年）11月27日まで

### 第4 監査の対象

所管課 市民部文化芸術課

補助団体 つくば市文化協会

### 第5 監査の範囲

令和元年度（2019年度）につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の執行状況

### 第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

## 1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

## 2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

## 第7 補助金の概要

### 1 補助金の名称

令和元年度つくば市文化協会事業補助金

### 2 補助金の交付目的

市民の文化芸術の向上に資することを目的とする。

### 3 補助対象事業

つくば市文化協会が市内で主催する事業

- (1) 展覧会、発表会等の文化事業及び各種文化活動
- (2) その他文化芸術の向上を図るため必要と認める事業

### 4 補助対象経費

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（食糧費を除く。）
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料

### 5 補助金額

1,200,000 円

## 第8 補助団体の概要

- 1 名称 つくば市文化協会
- 組織 (令和元年5月17日現在)
  - 名誉会長 1名
  - 会長 1名
  - 副会長 3名
  - 理事 27名
  - 部長 4名
  - 監事 2名
  - 事務局 5名

## 第9 監査結果

監査の結果、以下の注意事項及び検討事項のとおり、一部に改善又は検討を要する事務処理が見られたが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

### 【注意事項】

(補助団体)

- 1 賃金、報酬等や食糧費といった補助対象外経費については、原資が会費という認識から自由裁量にて支出されているが、会費は会員から徴収する公的な要素を持つものである。

それらの支出を否定するものではないが、事業の性質を十分考慮した上で、第三者からみて納得できるように規約を改正した上で支出基準を明確にし、総会の議決を経て執行していただきたい。

- 2 各部で徴収した会費や参加費は、一度本部に預けてから各部に分配される仕組みとなっており、各部においては、それらを徴収後即日支出できる状況ではないため、個人の立替えや支払いの延滞等のトラブルが生じている。

会費や参加費のうち本部の必要経費以外については、支出決定から帳簿記入及び領収書の管理まで、責任をもって各部が直接会計処理を行える体制の構築に努めていただきたい。

### 【検討事項】

(補助団体)

- 1 組織において、監事が執行部役員内から選出されているなど、不適正な部分が散見される。役員の高齢化等により、その選出に苦慮されていることは想像に難くないが、早急に適正な組織の再編に努めていただきたい。

(所管課)

- 1 実績報告の際に決算書を提出させているが、決算書の精査が不十分である。各部決算及び全体決算の整合性など基本的な手続きの再確認をお願いしたい。
- 2 団体においては、繰越金があるとその分を返金しなければならないという意識から、予算を使い切って繰越金を極力ゼロにしようとするため、年度当初から総会開催までの概ね2か月間は資金がない状況である。この時期に急な支払いが生じた場合、個人の立替えや支払いの遅延となってしまう。

このような状況を解消するためには、この期間に必要な経費相当分の繰越金を認めるか、又は各部において年度当初に徴収した会費から直接支出できるように会計処理の変更を促すなど、団体経理の適正化を図っていただきたい。

- 3 団体代表者との情報交換や意見交換の場を設けるとともに事務担当者には基本的な会計事務を指導し、団体の適正な運営と補助金交付目的の推進に努めていただきたい。